

彦根市教育大綱

(改定案)

彦根市

はじめに

市長のあいさつ文を挿入します

平成30年（2018年）3月

彦根市長 大久保 貴

1 趣旨

教育大綱は、総合教育会議の場において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定するもので、大綱を定めることにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするものです。

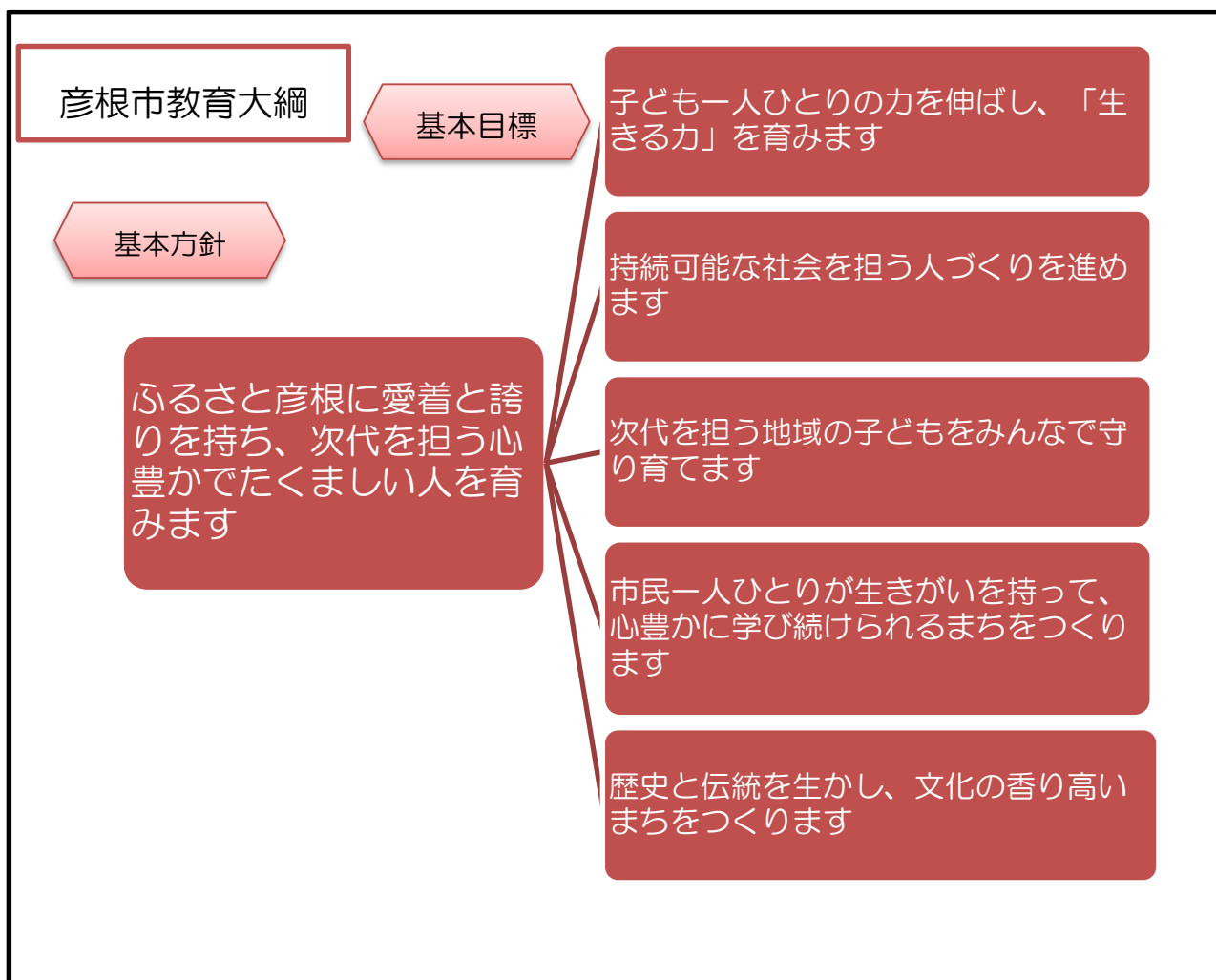
彦根市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、彦根市における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 期間

平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間とします。

ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、総合教育会議において、協議・調整が整った場合は計画期間内であっても見直すことができるものとします。

3 彦根市教育大綱の体系図



4 基本方針

ふるさと彦根に愛着と誇りを持ち、次代を担う心豊かでたくましい人を育みます

市民一人ひとりが先人のたゆまない努力によって築かれた郷土に誇りと責任を持ち、明日の彦根を拓く心豊かでたくましい人を育む教育をめざします。

5 基本目標

(1) 子ども一人ひとりの力を伸ばし、「生きる力」を育みます

- 保幼小の連携を図り、小学校以降への円滑な接続や発達と学びの連続性を大切にした幼児教育の充実に努めます。
- 児童・生徒の学力向上を目指し、課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)等、教育の質の向上を実現するための研究を推進します。
- 身体を鍛え、人間性を高め、心身ともにたくましい子どもたちを育みます。
- 保育・教育環境の整備・充実に努め、教職員の適正な配置により、幼児・児童・生徒個々に応じたきめ細やかな保育・教育や、豊かな人間関係と規範意識の育成に努めます。
- 各学校における読書活動の推進を図るとともに、特別支援教育の充実や小中一貫教育の推進に取り組みます。

(2) 持続可能な社会を担う人づくりを進めます

- 「持続発展教育(ESD)」による特色ある学校・園づくりを推進するとともに、彦根の先覚に学び彦根で育ったというアイデンティティを育みます。
- 歴史・文化を生かした郷土教育を進め、国際社会を生き抜くグローバルな人材育成のための英語教育の推進に努めます。
- 人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権とともに大切にし、実践的な行動力を身につけられるよう人権教育を推進します。

(3) 次代を担う地域の子どもをみんなで守り育てます

- 地域において安心して子育てができる環境を社会全体で整備し、家庭教育が充実するよう支援します。
- 子どもの安全・安心な居場所づくりや、いじめ等問題行動の対策を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携体制の構築、青少年支援の充実による青少年の健全育成・非行防止に努めます。
- 地域の災害史に深く学び、彦根の特性を生かし、環境特性や災害特性に即した防災教育に努めます。

(4) 市民一人ひとりが生きがいをもって、心豊かに学び続けられるまちをつくりま

- 「学び合い・つながり・活かす生涯学習のまちづくり」を進めるほか、図書館サービスの充実や生涯スポーツの推進に努めます。
- 平成36年に開催される国民体育大会に向けた競技力の向上など、スポーツの振興に取り組みます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、人権感覚あふれる地域コミュニティの創造に力を入れていきます。

(5) 歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりま

- 市内に残る指定・登録文化財の適切な修理や整備等を行い、後世に良好な形で守り伝えるとともに、点在する数多くの文化財を地域の歴史や景観に根差した文化財群ととらえ、地域住民とともに歴史と文化を生かしたまちづくりに取り組みます。
- 文化・芸術の振興を図るため、市民団体や学校教育機関との連携のもと、彦根らしい地域文化の創造や文化芸術活動を担う次世代の育成に努めます。

用語集

<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p>	<p>地方公共団体が行う幼稚園から大学までの公立学校の設置・管理、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の設置・管理、各種教育事業の実施、各種教育関係団体の支援、家庭教育の支援、就学援助や奨学金事業の実施など、教育行政の基本的な実施体制を定めている法律。</p>
<p>総合教育会議</p>	<p>市長と教育委員会という対等な執行機関同士が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために行う協議および調整の場。構成員は、市長、教育長および各教育委員。</p>
<p>生きる力</p>	<p>確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）と、豊かな人間性（自らを律しつつ、人とともに協調し思いやる心や感動する心など）と、健康・体力（たくましく生きるための健康や体力など）のバランスのとれた力のこと。</p>
<p>課題解決型授業（アクティブ・ラーニング）</p>	<p>課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業。「何を学ぶか」という知識の習得に加え、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という学びの質や深まりを重視した授業をいう。</p>
<p>小中一貫教育</p>	<p>義務教育である小学校と中学校の9年間を通して一貫性のある教育課程を編成し、それに基づいて系統的に行う教育。小中一貫教育の類型としては、一人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が教育を行う義務教育学校と、独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で教育を行う小中一貫型小・中学校がある。</p>
<p>持続発展教育（E S D）</p>	<p>持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。環境、貧困、人権、平和、開発等、現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことによって持続可能な社会を創造していくことをめざす。</p>
<p>いじめ</p>	<p>「いじめ防止対策推進法」によると、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。</p>